

告 通

厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正 (DPC/PDPS)

平成 30 年 8 月 28 日  
告示第 312 号  
保医発 0828 第 3 号・第 4 号

【解説】8月28日付の薬価基準改正(告示第312号)に伴い, 診断群分類「手術・処置等2」が改められ, DPCにおいて出来高算定とする高額薬剤が官報告示されました。

用法又は用量の変更(ついて承認されたものに限る)に係るものに限る

年3月23日に, 医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る

厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処置等及び定義副傷病名の一部改正 (告示第 312 号第 1 条)

(「DPC 点数早見表 2018」 p.108 右段下から 9 行目, 本誌 6 月号 p.54 に下線部挿入)

040040 肺の悪性腫瘍

手術・処置等 2

- ⑨ ニボルマブ, ペムプロリズマブ, アテゾリズマブ, デュルバルマブ

(「DPC 点数早見表 2018」 p.173 右段 7 行目に下線部を挿入)

060185 潰瘍性大腸炎

手術・処置等 2

- ③ アダリムマブ, ベドリズマブ

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第 1 項第 5 号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部改正 (告示 312 号第 2 条)

(「DPC 点数早見表 2018」 p.434 別表右段下から 2 枠目～ p.435 左段 2 枠目を訂正)

2	ニボルマブ(遺伝子組換え) 〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30 年 8 月 21 日に, 医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果及び	1805, 1995 から 2004 まで, 2543 から 2584 まで 及び 2647 から 2696 まで
---	---	---

(本誌 6 月号 p.55 左段 1 枠目, 下線部挿入)

20	オラパリブ〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30 年 1 月 19 日に, 医薬品医療機器等法第 14 条第 1 項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る〕	3697, 3698, 3708, 3709 及び 3714
	オラパリブ〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30 年 7 月 2 日に, 医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	3267 から 3269 まで 及び 3275 から 3277 まで

(本誌 6 月号 p.55 左段下から 1 枠目, 下線部挿入)

25	バシレオチドパモ酸塩〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30 年 3 月 23 日に, 医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る〕	3483
	バシレオチドパモ酸塩〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30	3483

(「DPC 点数早見表 2018」 p.435 別表右段の最下部に挿入)

32	トファシチニブクエン酸塩〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30 年 5 月 25 日に, 医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更(ついて承認されたものに限る)に係るものに限る)〕	2861, 2862, 2865 から 2867 まで 及び 2870 から 2873 まで
33	A 型ボツリヌス毒素〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30 年 5 月 25 日に, 医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更(ついて承認されたものに限る)に係るものに限る)〕	1914 から 1916 まで
34	メボリズマブ(遺伝子組換え)〔当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成 30 年 5 月 25 日に, 医薬品医療機器等法第 14 条第 9 項の規定により, 既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更(ついて承認されたものに限る)に係るものに限る)〕	3175 から 3177 まで 及び 3182 から 3184 まで
35	カナキマブ(遺伝子組換	3175 から



	え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果及び用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る)	3179 まで及び3182 から3186 まで						
36	ベンダムスチン塩酸塩 (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された用法又は用量の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る)	3857, 3858, 3869 及び3870	37	イブルチニブ (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第9項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る)に係るものに限る)	3853, 3854 及び3866	39	ベドリズマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る)	2864
			38	フィダキソマイシン (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る)	3004 及び3005	40	オビヌツズマブ (遺伝子組換え) (当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果及び用法又は用量(平成30年7月2日に、医薬品医療機器等法第14条第1項の規定により承認されたものに限る)に係るものに限る)	3853, 3854, 3857, 3858, 3866, 3869 及び3870

(「DPC 点数早見表 2018」 p.436 別表の最下部に挿入)

告示番号	薬剤名	銘柄 (参考)	適応症	ICD-10 (参考)
32	トファシチニブクエン酸塩	ゼルヤンツ錠 5mg	中等症から重症の潰瘍性大腸炎の寛解導入及び維持療法 (既存治療で効果不十分な場合に限る)	K51 \$
33	A 型ボツリヌス毒素	ボトックス注用 50 単位 ボトックス注用 100 単位	痙攣性発声障害	J383
34	メボリズマブ (遺伝子組換え)	ヌーカラ皮下注用 100mg	既存治療で効果不十分な好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	M301
35	カナキヌマブ (遺伝子組換え)	イラリス皮下注用 150mg イラリス皮下注射液 150mg	既存治療で効果不十分な全身型若年性特発性関節炎	M082 \$
36	ベンダムスチン塩酸塩	トレアキシン点滴静注用 25mg トレアキシン点滴静注用 100mg	低悪性度 B 細胞性非ホジキンリンパ腫	C829, C851, C859
37	イブルチニブ	イムブルピカカプセル 140mg	慢性リンパ性白血病 (小リンパ球性リンパ腫を含む)	C830, C911
38	フィダキソマイシン	ダフクリア錠 200mg	感染性腸炎 (偽膜性大腸炎を含む)	A047
39	ベドリズマブ (遺伝子組換え)	エンタイビオ点滴静注用 300mg	中等症から重症の潰瘍性大腸炎の治療及び維持療法 (既存治療で効果不十分な場合に限る)	K51 \$
40	オビヌツズマブ (遺伝子組換え)	ガザイバ点滴静注 1000mg	CD20 陽性の濾胞性リンパ腫	C820, C821, C822, C823, C824, C827, C829

(「DPC 点数早見表 2018」 p.436 別表の「2」を以下のように修正)

2	ニボルマブ (遺伝子組換え)	(略)	悪性黒色腫 がん化学療法後に増悪した切除不能な進行・再発の悪性胸膜中皮腫 がん化学療法 (中略) 胃癌	(略)
---	----------------	-----	---	-----

(本誌 6 月号 p.55 下から 2 枠目に以下を追加)

20	オラパリブ	(略)	白金 (以下略) がん化学療法歴のある BRCA 遺伝子変異陽性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌	(略)
----	-------	-----	--	-----

(本誌 6 月号 p.56 上から 5 枠目に以下を追加)

25	パシレオチドパモ酸塩	シグニフォー LAR 筋注用キット 10mg シグニフォー LAR 筋注用キット 30mg (既掲載分略)	(略)	(略)
----	------------	---	-----	-----